

家具関連企業における
新型コロナウイルス対応ガイドライン



一般社団法人アフロ家具コ－ラム

2020年5月12日

目 次

ガイドラインについて	P.3
新型コロナウイルスについて	P.3
ガイドライン	
① 従業員による感染予防対策	P.4
② 社内体制による感染予防対策	P.5
③ 職場（工場・店舗等）ごとの感染予防対策	P.6
④ 感染の確定や感染の疑いがある場合の対策	P.7
⑤ 健全な商取引の継続のために	P.9

ガイドラインについて

本ガイドラインは、厚生労働省が公表している「新型コロナウイルス感染症について」を参照しつつ、一般社団法人アジア家具フォーラムの日本国内会員及び広く家具関連企業・団体に対して実施したアンケート結果を基に、一般社団法人アジア家具フォーラムが家具関連企業の新型コロナウイルス対策ガイドラインとしてまとめたものです。

アンケート結果から各企業・団体が新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みに苦心しつつ、事業継続に不安を抱えながらも経済活動を実施している姿が浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえて、本ガイドラインは経済活動を継続しつつ、新型コロナウイルスの感染拡大をいかに防ぐかに焦点を当てて作成しています。ガイドラインの内容は実施を強く求める「要請事項」と可能であれば実施していただきたい「奨励事項」の2種類に分類して掲載しました。また、家具関連企業は様々な業態と職場があるため、ガイドラインの内容もそれぞれに合わせて整理しています。

新型コロナウイルスについて

新型コロナウイルスについてはまだ分からないことが多いのが現状ですが、徐々に明らかになってきた情報も多くあります。新型コロナウイルスの基本再生産数（ひとりの感染者が何人に感染を広げるか）は通常時で1.4~2.5人（WHOの推計）とされ、一般的なインフルエンザと同程度の感染力とされています。感染経路には感染者の咳やくしゃみに含まれるウイルスから感染する飛沫感染とウイルスが付着したドアノブやボタンなどを手で触れた後に目・鼻・口を触ることで感染する接触感染が挙げられます。こうした特性から「3密（換気の悪い密閉空間・多数が集まる密集場所・間近で会話や発声をする密接場面）」の条件がそろう場所でクラスター（集団感染）の発生リスクが高まることが分かっています。感染から発症までの潜伏期間は1日~12.5日（多くは5日~6日）と言われています。感染しても発症しない無症状や風邪と同様の症状がみられる軽症者も多いのですが、重篤な肺炎による重症や死亡を引き起こすケースがインフルエンザと比較して高くなっています。また発症前の人からの感染が確認されたケースもあり、無症状であっても感染を引き起こす可能性があることから、誰もが感染者となり得るという前提での感染予防策が重要になっています。

ガイドライン

① 従業員による感染予防対策

<要請事項>

●職場内での従業員全員のマスク着用を実施しましょう。

無症状であっても感染する危険性があり、接客を伴わない職場であっても従業員全員のマスク着用を実施しましょう。

●定期的なうがい・手洗い・消毒の実施

入社時や外出からの帰社時、人との接触後など定期的なうがい・手洗い・手指の消毒を実施しましょう。手洗いはハンドソープや石鹸を使用し、15秒以上揉み洗いしてから流水できれいにすすぎましょう。消毒液はアルコール消毒液（濃度70%程度）か次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%程度）を使用してください。手指の消毒は消毒液を手指全体になじませてから細部まで擦り込みましょう。消毒液は洗い流したり、拭き取ったりせずに乾くまでよく摺り込んでください（乾く際にウイルスが不活性化されます）。

●定期的な換気の実施

新型コロナウイルスはエアロゾル状態によって空気中で3時間以上生存していたという実験結果もあることから、狭い職場や会議室では窓やドアを定期的にかけて換気をよくしましょう。

●定期的な接触箇所の消毒

接触感染を防ぐため、職場内において不特定多数の人が触れる箇所を定期的に消毒しましょう。消毒箇所の例：ドアノブ・スイッチ・エレベーターの押しボタン・エスカレーターや階段の手すり・テーブル・椅子・トイレのレバーや便座・水道の蛇口など。

●発熱時や体調不良の場合は無理な出勤は控えましょう。

発熱や風邪の症状があったり、息苦しいなどの体調不良がある場合は、無理な出勤は控えるようにしましょう。新型コロナウイルスに感染していた場合、企業活動の一時停止や濃厚接触者として他の従業員が自宅待機になる等の事態が発生する恐れがあります。

<奨励事項>

- 出勤前などの定期的な検温を実施しましょう。

出勤前や帰宅後など定期的に検温を実施し、自分自身の体調を把握するように心がけましょう。

- 終業後や休日は不要不急の外出は自粛しましょう。

感染のリスクを避けるため、出勤時以外の時間でも不要不急の外出は控えて、なるべく自宅で過ごすようにしましょう。

② 社内体制による感染予防対策

<要請事項>

- 不要不急の外出・出張・営業活動は自粛する体制を整えましょう。

従業員の就業時間内の外出、出張、商談や打ち合わせなどの営業活動は不要不急かどうか、他の手段（TV会議や電話、メールなど）で代替できないかを考慮させ、自粛できる体制を整えましょう。

- 職種によって在宅勤務・テレワークを導入しましょう。

勤務地での作業が必須となる職種以外には積極的に在宅勤務、テレワークを導入しましょう。

- 職場の入口に消毒液を置くようにしましょう。

消毒液はアルコール消毒液（濃度70%程度）か次亜塩素酸ナトリウム（濃度0.05%程度）を職場の入口など各処に適時置きましょう。

- 会議・集会等の人が集まる環境は必要最低限に削減しましょう。

会議や集会などは3密の条件を作り出す可能性が高い為、オンライン会議なども有効活用して必要最小限度に削減するようにしましょう。

<奨励事項>

- 時差出勤を導入しましょう。

従業員の出退勤時の混雑による感染リスクを下げ、職場での従業員の分散化にもつながるため、導入による弊害のない範囲で時差出勤を奨励しましょう。

●**職場内での従業員の分散化を図り、感染リスクを減らしましょう。**

出勤している従業員を数チームに分けて職場の部屋やフロアを分けたり、出勤日を分散することで感染リスクを減らすようにしましょう。

●**出退勤時の公共交通機関利用の自粛を奨励しましょう。**

可能であればマイカー出勤を許可するなど混雑による感染の危険がある公共交通機関の利用を自粛できる体制を作りましょう。

●**食堂・休憩所・喫煙室などの使用制限や使用禁止措置**

3密状態になりやすい従業員用の食堂や休憩所、室内喫煙所の利用を分散化させるように利用制限（利用人数・利用時間など）や使用禁止を実施しましょう。

③ 職場（工場・店舗等）ごとの感染予防対策

①②の基本的な感染予防対策以外に職場の違いによる感染症対策についてまとめました。

<要請事項>

（工場・事務所）

●**レイアウト変更やシフト制の導入によって濃厚接触を防ぎましょう。**

事務所内の机や工場内の作業場などのレイアウトを見直し、従業員のソーシャルディスタンスを確保するように努めましょう。レイアウト変更が難しい場合にはシフト制の導入によって従業員の密集・密接を避けて濃厚接触を防ぎましょう。

（小売店舗）

●**ビニールガードなどでレジカウンターの濃厚接触を防ぎましょう。**

レジカウンターでの会計接客は対面での濃厚接触となるため、来店者と従業員の感染予防の観点からビニールガードなどによる仕切りを行い、飛沫感染を防ぎましょう。

<奨励事項>

(ショールーム)

- 来場者の事前予約制を導入し、密集を避けた接客を行いましょう。

ショールームへの来場者に事前予約を促し、ショールーム内の過密状態をコントロールするようにしましょう。

(小売店舗)

- レジカウンターが混雑しやすい場合は、並び位置に一定間隔を設けましょう。

レジカウンターが来店者でよく混雑する場合には、床面にテーピングなどを施して一定間隔を空けて並んでもらえるように配慮しましょう。

(ショールーム・小売店舗)

- 営業時間の短縮や特別休業などを実施し、感染拡大の危険を低減しましょう。

営業時間の短縮や特別休業日の設定を行い、感染機会を減らすように努めましょう。また営業時間を減らすことで、その時間を消毒などの実施や従業員の健康確保に有効活用しましょう。

(ショールーム・小売店舗)

- オンライン販売やオンライン接客を積極的に活用しましょう。

来店者や来場者の過密を避けるために、ZOOMなどのWEB会議システムを積極的に活用してオンライン販売やオンライン接客を実施しましょう。

(配送作業)

- 開梱設置が必要な配送先での感染予防対策への理解を求めましょう。

開梱設置を行う配送先に対しては、マスクの着用や接客時にソーシャルディスタンスの確保を行い感染予防を行いましょう。また、配送先に対して配慮し、事前に感染予防対策を実施することを伝えるように努めましょう。

④ 感染の確定や感染の疑いがある場合の対策

<要請事項>

- 体調不良の従業員は出勤を停止する体制を整えましょう。

新型コロナウイルスの疑わしい自覚症状（発熱・息苦しさ・味覚や嗅覚の障害のなど）がある従業員は出勤せずに自宅待機する体制を整えましょう。休業手当や特別休暇など労務に関する措置については下記の厚生労働省ホームページを参照の上、従業員の休業に対してどのような措置を取るべきか各企業で事前に決めておきましょう。

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」
（2020年5月12日時点）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

●**新型コロナウイルスに関わる連絡網を整備し、明示しましょう。**

新型コロナウイルスの疑いがある従業員や感染が確定した従業員が誰に連絡をするべきか、また感染者との濃厚接触者の自宅待機、事業所の一時閉鎖などの連絡を全従業員に実施できるように連絡網を整備し、全従業員に対して明示しましょう。

●**従業員が感染した場合は各自治体の保健所などからの指示に従いましょう。**

従業員の感染が確定した場合には、各地方自治体の保健所や担当医師、帰国者・接触者相談センターなどの指示に従い、相談の上で事業所内の消毒や濃厚接触者の特定、事業所の一部閉鎖などの対応を速やかに実施しましょう。

厚生労働省「保健所管轄区域案内」（2020年5月12日時点）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hokenjo/

厚生労働省「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」（2020年5月12日時点）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html

●**感染した従業員の復帰は厚生労働省のガイドラインに沿って対応しましょう。**

感染した従業員の就業制限の解除について、2020年5月12日現在、厚生労働省では下記の要約の通り定めています。①宿泊療養又は自宅療養の解除がされた時点（PCR検査は必須ではない）。②宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日経過（PCR検査は必須ではない）。③就業制限の解除後の勤務には職場に証明などを提出する必要はない。上記に従って従業員の職場復帰について対応しましょう。

厚生労働省「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」
(2020 年 5 月 12 日時点)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000627457.pdf>

<奨励事項>

●**新型コロナウイルス感染症対策マニュアルの作成や対策本部の設置を行きましょう。**
新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染者が出た場合の対応をまとめたマニュアルを作成しましょう。また対策本部や委員会を設置し、新型コロナウイルス感染症関連の対策責任者を指名しましょう。

●**社内に感染者が出た場合は速やかに公表し、風評被害を避けましょう。**
社内に新型コロナウイルス感染者が出た場合には、自社の公式ホームページ等を通じて速やかに感染者が出たことと対応策を発表しましょう。また SNS を通じた不用意な発言の拡散により風評被害が増加しています。謂れのない風評被害を避けるため、従業員との間で感染者が発生した場合に企業として速やかに対応することを理解してもらい、個人の SNS などでも感染者に関する情報を拡散しないように合意しておきましょう。

⑤ 健全な商取引の継続のために

新型コロナウイルスの感染拡大を理由として、下請け業者や取引先に対して下記のような商取引における過度に不当な要求を行うことは控えましょう。

<要請事項>

●**新型コロナウイルスの感染拡大を理由に不当な値引き・値上げ要請は控えましょう。**
下請け事業者や取引先に対して、新型コロナウイルスの感染拡大を理由に非合理的な取引価格の変動（値引き・値上げ）の要請や強要は控えましょう。

●**納期遅れへの罰則や損失補填を求めないようにしましょう。**
新型コロナウイルス感染拡大の影響により物資の調達や物流に遅延が生じ、納期が遅れる可能性が出ています。こうした状況による納期遅れについては、不当な罰則や損失補

償を取引先に求めないようにしましょう。

●発注の取り消しや変更に対する配慮を行いましょう。

新型コロナウイルスの感染拡大による発注及び受注済みの商品の取り消しや納期・仕様・数量の変更については取引先と協議を行った上で実施しましょう。またその際には取引先にすべての損害を負わせるようなことのないように配慮しましょう。

●感染者が出た取引先への返品や取引停止措置は控えましょう。

新型コロナウイルスの感染者が出た取引先に対して、すでに納品された商品の返品や管理不足を理由とした取引停止措置は控えましょう。